

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十一号

#### 広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第五款 農業技術指導所（第百二十二条・第百二十三条）」  
第六款 広島ヘリポート管理事務所（第百二十四条・第百二十五条）」 を「第五  
款 農業技術指導所（第百二十二条—第百二十五条）」に改める。

第五条第一項の表健康福祉局の項を次のように改める。

健康福祉局	健康福祉総務課、子育て・少子化対策課、働く女性応援課、こども家庭課、医務課、がん対策課、被爆者支援課、健康対策課、食品生活衛生課、業務課、医療介護計画課、医療介護人材課、地域包括ケア・高齢者支援課、医療介護保険課、地域福祉課、社会援護課、障害者支援課
-------	---

第五条第一項の表商工労働局の項中「、産業政策課」及び「、次世代産業課」を削り、同表農林水産局の項中「農業担い手支援課、農業産地推進課、販売推進課」を「販売・連携推進課、就農支援課、農業経営発展課」に改め、同表土木局の項中「土木局」を「土木建築局」に、「土木総務課」を「土木建築総務課」に改め、同条第二項中「経営企画チームを」の下に「、商工労働局にイノベーション推進チームを」を加える。

第七条の見出し中「分掌事務」を「分掌事務等」に改め、同条消防保安課の項第七号中「土木局用地課」を「土木建築局用地課」に改め、同項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

#### 十一 広島県消防学校に関すること。

第七条に次の二項を加える。

2 危機管理監に、第四条に規定する課のほか、減災対策推進担当課長を置く。

3 減災対策推進担当課長は、次に掲げる事務を分掌すること。

一 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動に関すること。

二 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成二十五年法律第九十五号）に関すること。

第八条人事課の項中第十四号から第十六号までを削り、第十三号を第十六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の三号を加える。

#### 十一 広島県人委員会との連絡に関すること。

#### 十一 地方職員共済組合広島県支部診療所に関すること。

十二 人事・給与・福利厚生システムに関すること。（業務プロセス改革課の所掌に属するものを除く。）

第八条経営企画チームの項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 広島県総合計画審議会に関すること。

第九条地域力創造課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

三 定住及び交流の促進に関すること。

第九条地域力創造課の項に次の二号を加える。

六 市長会、町村会その他の団体に関すること。

七 県と市町との連携強化に関する総合調整に関すること。

第九条都市圏魅力づくり推進課の項第二号中「土木局都市計画課」を「土木建築局都市計画課」に改め、同条市町行財政課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、同項に次の一号を加える。

十九 広島県自治紛争処理委員に関すること。

第九条国際課の項中第九号から第十一号までを削り、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 海外県人会に関すること。

九 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に関すること。

十 広島国際協力センターに関すること。

第十条県民活動課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）に関すること。

第十一条学事課の項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

九 公立大学法人県立広島大学に関すること。

第十条環境保全課の項第十一号中「土木局」を「土木建築局」に改め、同項第十七号を次のように改める。

十七 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）に関すること。

第十一条循環型社会課の項第七号中「土木局」を「土木建築局」に改める。

第十二条健康福祉総務課の項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同項の次に次のように加える。

子育て・少子化対策課

一 ひろしまファミリー夢プランの推進に関すること。

二 少子化対策に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

)

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく療育及び子育て支援に関すること。

四 母子保健に関すること。

五 母体保護に関すること。

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。）に関すること。

七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

八 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

九 広島県子ども・子育て審議会に関すること。

十 公益財団法人ひろしまこども夢財団に関すること。

#### 働く女性応援課

一 働く女性の支援に関すること。

二 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に関すること。

三 児童福祉法に基づく保育に関すること。

四 子ども・子育て支援法に基づく保育事業に関すること。

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）

第六条こども家庭課の項第一号を削り、同項第二号中「健康対策課及び障害者支援課」を「健康福祉局中他課」に改め、同項中第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 児童福祉思想の普及に関すること。

四 児童の健全育成に関すること。

#### 第十一条こども家庭課の項第五号を次のように改める。

五 児童に関する調査統計に関すること。

第十一条こども家庭課の項第十二号から第十四号までを削り、同項第十一号を同項第十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

十一 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に関すること。

十三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関すること。

第十一条こども家庭課の項中第九号及び第十号を削り、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 母子家庭の福祉の向上に関すること。

八 寡婦の福祉の向上に関すること。

九 父子家庭の福祉の向上に関すること。

第十一条こども家庭課の項第十五号を次のように改める。

十五 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

第十二条こども家庭課の項中第十六号から第二十号までを削り、第二十一号を第十六号とし、第二十二号を第十七号とし、第二十三号を削り、第二十四号を第十八号とし、第二十五号を削り、第二十六号を第十九号とし、同条被爆者支援課の項を削り、同条医務課の項第一号を次のように改める。

十一 地域保健対策協議会に関すること。

第十三条医務課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十三号とし、同条医療政策課の項を削り、同条医療保険課の項を次のように改める。

被爆者支援課

一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に関すること。

二 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関すること。

三 毒ガス障害者の援護に関すること。

四 在外被爆者の援護に関すること。

五 放射線被曝者医療国際協力推進協議会に関すること。

六 広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会に関すること。

七 その他原子爆弾被爆者等の援護に関すること。

第十四条健康対策課の項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、第七号を削り、第八号を第三号とし、同号の次に次の五号を加える。

四 感染症予防に関すること。

五 予防接種に関すること。

六 検疫に関すること。

七 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

八 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

第十五条健康対策課の項中第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 栄養士及び調理師に関すること。

十一 栄養改善に関すること。

十二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づく栄養成分の量及び熱量その他

の健康の増進を図るために必要な食品の表示に関すること。

第十一条 健康対策課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十八号までを削り、第十九号を第十四号とし、第二十号から第二十二号までを五号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第十八号とし、第二十五号から第二十七号までを六号ずつ繰り上げ、同条食品生活衛生課の項第十六号及び第十七号を削り、第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 食品表示法に基づくアレルゲン、消費期限その他の健康の保護を図るために必要な食品の表示に関すること。

第十二条 食品生活衛生課の項中第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同条薬務課の項の次に次のように加える。

#### 医療介護計画課

- 一 保健医療計画の推進に関すること。
- 二 医療介護総合確保推進法に基づく広島県計画の推進に関すること。
- 三 高齢者プランの推進に関すること。
- 四 救急医療体制の確保に関すること。

#### 医療介護人材課

- 一 医師確保対策に関すること。
- 二 保健師、助産師、看護師等に関すること。 (健康福祉総務課の所掌に属するものを除く。)

三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関すること。

- 四 介護福祉人材の就業支援に関すること。
- 五 小児医療に関すること。
- 六 周産期医療に関すること。
- 七 災害医療に関すること。
- 八 へき地医療に関すること。
- 九 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- 十 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関すること。
- 十一 広島県立三次看護専門学校に関すること。
- 十二 広島県健康福祉センターに関すること。
- 十三 広島県准看護師試験委員に関すること。
- 十四 公益財團法人広島県地域保健医療推進機構に関すること。

#### 地域包括ケア・高齢者支援課

- 一 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- 二 在宅医療に関すること。
- 三 認知症施策に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

四 健康増進に関すること。

五 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

六 食育に関すること。（健康対策課及び農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。）

七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に関すること。（医療介護計画課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。）

八 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に関すること。

九 広島県食育推進会議に関すること。

#### 医療介護保険課

一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に関すること。

二 高齢者の医療の確保に関する法律に関すること。（地域包括ケア・高齢者支援課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。）

三 介護保険法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

四 広島県国民健康保険審査会に関すること。

五 広島県後期高齢者医療審査会に関すること。

六 広島県介護保険審査会に関すること。

#### 第十一条地域福祉課の項第四号から第六号までを次のように改める。

四 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること。

五 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第一百二十四号）に関すること。

六 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく病床転換助成事業に関すること。

第十一条地域福祉課の項中第八号を削り、第七号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 介護保険法に基づく介護支援専門員並びに事業者及び施設に関すること。

第十一条地域福祉課の項中第九号を第十二号とし、同号の前に次の三号を加える。

九 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に関すること。

十 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）に関すること。

十一 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）に関すること。

第十一条社会援護課の項中第十八号を第十九号とし、第三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

第十一条障害者支援課の項第一号中「健康対策課」を「子育て・少子化対策課」に改め、同条高齢者支援課の項及び介護保険課の項を削る。

第十二条商工労働総務課の項第六号中「農林水産局販売推進課」を「農林水産局販売・連携推進課」に改め、同条職業能力開発課の項中第六号及び第七号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

- 三 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）  
（）第二十二条の規定による独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対する職業訓練の実施に関する要請等に関すること。

四 広島県職業能力開発協会に関すること。

第十二条産業政策課の項を次のように改める。

イノベーション推進チーム

- 一 創業及び新事業活動の促進に関すること。
- 二 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に関すること。
- 三 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）に関すること。
- 四 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）に基づく知事の認定に関すること。
- 五 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の二第一項第四号の規定による新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関すること。
- 六 技術の振興に関すること。
- 七 鉱業権に関すること。
- 八 発明及び特許に関すること。
- 九 産業デザインに関すること。
- 十 計量法（平成四年法律第五十一号）に関すること。
- 十一 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）に関すること。
- 十二 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）に関すること。
- 十三 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）に関すること。
- 十四 イノベーション創出の環境整備に関すること。
- 十五 产学連携の基盤づくりに関すること。
- 十六 次世代産業の創造支援に関すること。
- 十七 業種別の産業振興施策の企画及び総合調整に関すること。
- 十八 医療関連産業クラスターの形成に関すること。
- 十九 ひろしま産学共同研究拠点に関すること。
- 二十 商工労働局中他課の所掌に属しない工業の振興に関すること。

第十二条次世代産業課の項を削り、同条ひろしまブランド推進課の項第一号中「農林水産局販売推進課」を「農林水産局販売・連携推進課」に改める。

第十三条団体検査課の項中第六号及び第七号を削り、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 水産業協同組合の監督に関すること。  
六 森林組合の監督に関すること。

第十三条団体検査課の項の次に次のように加える。

#### 販売・連携推進課

- 一 農業の構造改革の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 農水産物の販売力強化及びブランド化に関すること。
- 三 農水産物の海外への販路開拓に関すること。
- 四 農水産物流行政の企画及び総合調整に関すること。
- 五 農林水産業者と消費者及び多様な事業者との連携及び交流促進に関すること。
- 六 加工食料品及び生鮮食料品の流通及び消費に関すること。
- 七 ひろしまフードフェスティバルに関すること。
- 八 広島ブランドショッピングの農林水産物等の物産販売に関すること。
- 九 卸売市場に関すること。
- 十 食農教育の推進に関すること。
- 十一 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に関すること。
- 十二 ひろしま地産地消推進県民条例（平成二十三年広島県条例第二十四号）に関すること。
- 第十三条農業担い手支援課の項及び農業産地推進課の項を次のように改める。
- 就農支援課
  - 一 新規就農対策に関する企画及び総合調整に関すること。
  - 二 担い手への農地集積の推進に関すること。
  - 三 企業の農業分野への参入促進に関すること。
  - 四 農地開発の調査及び計画並びにその推進に関すること。
  - 五 農地中間管理事業の推進に関すること。
  - 六 農業経営基盤の強化の促進に関すること。
  - 七 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に関すること。
  - 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）に関すること。
  - 九 農村地域工業導入促進に関すること。（商工労働局県内投資促進課の所掌に属するものを除く。）
  - 十 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関すること。
  - 十一 農業金融に関すること。
  - 十二 農業振興地域の整備に関すること。
  - 十三 農事調停及び和解の仲介に関すること。
  - 十四 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に関すること。

十五 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）に関すること。

十六 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）に関すること。

十七 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）に関すること。

十八 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十四条の八に規定する土地の配分計画に関すること。

十九 自作農財産事務に関すること。

#### 農業経営発展課

- 一 農業の担い手の経営発展に関する企画及び総合調整に関すること。
  - 二 園芸産地の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。
  - 三 大規模農業団地の整備に関する企画及び総合調整に関すること。
  - 四 販売戦略に基づく農作物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。（販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。）
  - 五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に関すること。（米穀の流通の監視に係るものをお除く。）
  - 六 農作物の種苗の生産等に関すること。
  - 七 穀類の生産等に関すること。
  - 八 主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）に関すること。
  - 九 農業の機械化に関すること。
  - 十 経営構造対策事業及び山村等振興対策事業に関すること。
- 第十三条販売推進課の項を削り、同条農業技術課の項中第八号を第十七号とし、第七号を第十六号とし、第六号を第十五号とし、第五号の次に次の九号を加える。
- 六 食の安全・安心に関すること。（健康福祉局食品生活衛生課の所掌に属するものを除く。）
  - 七 農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）に関すること。
  - 八 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）に関すること。
  - 九 米穀等の取引等に係る情報の記録及び產地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）に関すること。
  - 十 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。（米穀の流通の監視に係るものに限る。）
  - 十一 食品表示法に関すること。（健康福祉局健康対策課及び食品生活衛生課の所掌に属するものを除く。）
  - 十二 農用地に係る土壌の保全に関すること。
  - 十三 環境保全型農業の推進に関すること。
  - 十四 有機性資源循環利用の推進に関すること。
- 第十三条畜産課の項第二号を次のように改める。

二 販売戦略に基づく畜産物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。（販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。）

第十三条畜産課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同条水産課の項第二号を次のように改める。

二 販売戦略に基づく水産物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。（販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。）

第十三条水産課の項第二十二号中「土木局」を「土木建築局」に改め、同項中第二十六号及び第二十七号を削り、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号の次に次の二号を加える。

二十五 広島海区漁業調整委員会に関すること。

二十六 広島県内水面漁場管理委員会に関すること。

第十三条林業課の項第二号を次のように改める。

二 販売戦略に基づく県産材の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第十三条林業課の項第十一号中「林産物の生産及び流通」を「特用林産物」に改め、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条森林保全課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条農業基盤課の項第二号中「農業担い手支援課」を「就農支援課」に改め、同項第六号中「関すること。」の下に「（農業経営発展課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十四条の見出しを「（土木建築局各課の分掌事務等）」に改め、同条中「土木局各課」を「土木建築局各課」に改め、同条土木総務課の項を次のように改める。

土木建築総務課

- 一 土木建築局の庶務及び経理に関すること。
- 二 土木建築局内の連絡調整に関すること。
- 三 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）に関すること。
- 四 広島県収用委員会に関すること。
- 五 建設事務所に関すること。（他局及び土木建築局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 六 広島県広島港湾振興事務所に関すること。（土木建築局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 七 広島県建設工事紛争審査会に関すること。
- 八 広島県漁業補償調停委員会に関すること。
- 九 広島県公共事業評価監視委員会に関すること。
- 十 広島県土地開発公社に関すること。（用地課の所掌に属するものを除く。）
- 十一 広島県道路公社及び広島高速道路公社に関すること。（道路企画課の所掌に属するものを除く。）
- 十二 広島県住宅供給公社に関すること。（住宅課の所掌に属するものを除く。）

十三 公益財團法人広島県下水道公社に關すること。（下水道公園課の所掌に屬するものと除く。）

十四 土木建築局中他課の所掌に屬しないこと。

第十四条用地課の項第三号、第五号、第十一号及び第十二号、技術企画課の項第六号及び第九号並びに道路河川管理課の項第十四号中「土木局」を「土木建築局」に改め、同条砂防課の項第四号を削り、同条空港振興課の項第五号中「の管理運営」を削り、同条港湾振興課の項第十一号中「土木局」を「土木建築局」に改め、同項港湾漁港整備課の項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 津波防災地域づくりに關する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）に關すること。

第十四条都市計画課の項第二十七号中「土木局」を「土木建築局」に改め、同項下水道公園課の項中第五号から第九号までを削り、第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二 都市緑化に關すること。

三 下水道の計画、調査及び整備に關すること。

四 下水道の管理に關すること。

五 流域下水道事業費特別会計その他の下水道事業費に關すること。

六 都市計画法第四章第一節の規定による都市計画事業の認可等に關すること。（下水道及び都市公園に係るものに限る。）

第十四条建築課の項第二十号中「土木局建設産業課」を「建設産業課」に改め、同条住宅課の項中第十五号及び第十六号を削り、第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 住宅関係団体の指導に關すること。

十五 広島県県営住宅管理等審議会に關すること。

第十四条營繕課の項第二号中「土木局」を「土木建築局」に改め、同条に次の二項を加える。

2 土木建築局に、第五条に規定する課のほか、土砂法指定推進担当課長を置く。

3 土砂法指定推進担当課長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）に關する事務を分掌する。

第十九条第一項の表総務局の部の次に次のように加える。

局策政域地 課政財行町市 広島県自治紛争 處理委員
------------------------------------

第十九条第一項の表健康福祉局の部中

介 療 医				課 庭 家 も ど こ	廣 島 県 子 ど も ・ 子 育 て 審 議 会
廣 島 県 准 看 護 師	廣 島 県 原 子 爆 弹 被 爆 者 健 康 管 理 手 当 等 合 同 審 查 会	課 援 支 者 爆 被	課 庭 家 も ど こ	課 策 対 化 子 少 ・ て 育 子	廣 島 県 子 ど も ・ 子 育 て 審 議 会
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定に基づき、准看護師試験の実施に関する事務をつかさどること。	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査すること。	廣 島 県 児 童 死 亡 事 案 檢 証 委 員 會	廣 島 県 児 童 死 亡 事 案 檢 証 委 員 會	一 子ども・子育て支援法の規定に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議すること。	一 子ども・子育て支援法の規定に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議すること。
第十九条第一項の表健康福祉局の部医療保険課の款を削り、同部健康対策課の款広島県食育推進会議の項を削り、同部義務課の款の次に次のように加える。	に改め、同部被爆者支援課の款並びに医務課の款広島県准看護師試験委員の項及び広島県歯科技工士国家試験委員会の項を削り、同部がん対策課の款の次に次のように加える。	一 知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するためには必要な事項について調査審議すること。 二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議すること。	一 知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するために必要な事項について調査審議すること。	一 知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するために必要な事項について調査審議すること。	一 知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するために必要な事項について調査審議すること。

課材人護	課援支者齢高・アケ括包域地	広島県食育推進会議	課険保護介療医
教育基本法（平成十七年法律第六十三号）及び広島県食育基本条例（平成十八年広島県条例第五十六号）の規定に基づき、広島県食育推進計画を策定し、及びその実施を推進すること。	国民健康保険法の規定に基づき、保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他の同法の規定による徴収金（市町及び広島県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服を審査すること。	高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他の同法の規定による徴収金（市町及び広島県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服を審査すること。	広島県後期高齢者医療審査会 広島県国民健康保険審査会 広島県介護保険審査会

第十九条第一項の表健康福祉局の部介護保険課の款を削り、同表農林水産局の部団体検査課の款広島県農業共済保険審査会の項中「農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査その他その権限に属させられた事項を処理するほか」を削り、「保険料等」を「共済金額」に改め、同表土木局の部中「土木局」を「土木建築局」に、「土木総務課」を「土木建築総務課」に改める。

第二十二条の表広島県北部総務事務所の部中「経理課」を削る。

第二十三条広島県北部総務事務所の部総務課の項第二号中「経理課及び」を削り、同項第六号中「（経理課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項中第十三号を第十五号とし、第七号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るものに限り、

総務第二課の所掌に属するものを除く。)

八 工事の執行に関する契約に係る事務に関すること。（総務第二課の所掌に属するものを除く。）

第二十三条広島県北部総務事務所の部経理課の項を削る。

第二十六条の表広島県西部総務事務所呉支所の項中「経理課」を削る。

第二十七条広島県西部総務事務所呉支所の部総務課の項第二号及び第六号中「（経理課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るものに限る。）

八 工事の執行に関する契約に係る事務に関すること。

第二十七条広島県西部総務事務所呉支所の部経理課の項を削る。

第四十二条広島県西部厚生環境事務所の部厚生課の項第十四号中「及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を削り、同部環境管理課の項第五号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条広島県西部東厚生環境事務所の部厚生課の項第十三号中「及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を削り、同部環境管理課の項第五号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条広島県東部厚生環境事務所の部厚生課の項第十三号中「及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を削り、同部環境管理課の項第五号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条広島県北部厚生環境事務所の部厚生課の項第十三号中「及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を削り、同部環境管理課の項第五号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条広島県東部厚生環境事務所の部厚生課の項第十三号中「及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を削り、同部環境管理課の項第五号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

第四十七条広島県西部厚生環境事務所広島支所の部厚生課の項第七号中「及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を削り、同部衛生環境課の項第六号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条広島県西部厚生環境事務所呉支所の部厚生保健課の項第八号中「及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を削り、同部衛生環境課の項第六号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条広島県東部厚生環境事務所福山支所の部厚生課の項第八号中「及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律」を削り、同部衛生環境課の項第六号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

第四十九条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括ケア体制の構築に関する事務については、広島県西部保健所は広島市及び呉市の区域を、広島県東部保健所は福山市の区域を所管する。

第五十二条保健課の項中第二十一号を第二十二号とし、第十一号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 地域包括ケア体制の構築に関すること。

第五十四条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括ケア体制の構築に関する事務については、広島県西部保健所広島支所は広島市の区域を、広島県西部保健所呉支所は呉市の区域を、広島県東部保健所福山支所は福山市の区域を担当する。

第五十七条保健課（広島県西部保健所広島支所及び広島県東部保健所福山支所に限る。）の項中第二十号を第二十一号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 地域包括ケア体制の構築に関すること。

第五十七条厚生保健課（広島県西部保健所呉支所に限る。）の項中第三十六号を第三十七号とし、第二十七号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 地域包括ケア体制の構築に関すること。

第六十六条第二項中「第三十四条第二項各号」を「第三十四条第三項各号」に改める。  
第六十七条第二項に次の二項を加える。

三 児童相談業務に関する県及び広島市の連携推進に関すること。

第七十四条広島県西部農林水産事務所の部農村振興課の項第四号中「集落法人の育成」を「農業の担い手の経営発展」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 販売戦略に基づく農作物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十四条広島県西部農林水産事務所の部水産課の項第二号を次のように改める。

二 販売戦略に基づく水産物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。（水産第二課の所掌に属するものを除く。）

第七十四条広島県西部農林水産事務所の部水産第二課の項第二号を次のように改める。

二 販売戦略に基づく水産物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。（呉市、

竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。）

三 販売戦略に基づく県産材の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十四条広島県西部農林水産事務所の部林務第三課の項第三号を次のように改める。  
第七十四条広島県西部農林水産事務所の部林務第三課の項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条広島県東部農林水産事務所の部農村振興課の項第四号中「集落法人の育成」を「農業の担い手の経営発展」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 販売戦略に基づく農作物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十四条 広島県東部農林水産事務所の部水産課の項第二号を次のように改める。

二 販売戦略に基づく水産物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十四条 広島県東部農林水産事務所の部林務課の項第三号を次のように改める。

三 販売戦略に基づく県産材の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十四条 広島県東部農林水産事務所の部林務課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条広島県北部農林水産事務所の部農村振興課の項第四号中「集落法人の育成」を「農業の担い手の経営発展」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 販売戦略に基づく農作物及び水産物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十四条 広島県北部農林水産事務所の部林務第二課の項第三号を次のように改める。

三 販売戦略に基づく県産材の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十四条 広島県北部農林水産事務所の部林務第二課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十九条 広島県西部農林水産事務所呉農林事業所の部農村振興課の項第四号中「集落法人の育成」を「農業の担い手の経営発展」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 販売戦略に基づく農作物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十九条 広島県西部農林水産事務所呉農林事業所の部林務課の項第三号を次のように改める。

三 販売戦略に基づく県産材の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十九条 広島県西部農林水産事務所呉農林事業所の部林務課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所の部農村振興課の項第四号中「集落法人の育成」を「農業の担い手の経営発展」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 販売戦略に基づく農作物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十九条 広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所の部林務課の項第三号を次のように改める。

三 販売戦略に基づく県産材の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十九条 広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所の部林務課の項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の部農村振興課の項第四号中「集落法人の育成」を「農業の担い手の経営発展」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 販売戦略に基づく農作物の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十九条 広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の部林務課の項第三号を次のように改める。

三 販売戦略に基づく県産材の流通改善及び生産体制の構築に関すること。

第七十九条 広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の部林務課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十四条第二号並びに第八十六条広島県西部畜産事務所の部畜産振興課の項第二号、広島県東部畜産事務所の部畜産振興課の項第二号及び広島県北部畜産事務所の部畜産振興課の項第二号中「畜産物の生産及び流通」を「販売戦略に基づく畜産物の流通改善及び生産体制の構築」に改める。

第九十五条中「掲げる課」の下に「及び事業所」を加え、同条の表中「課名」を「課及び事業所名」に改め、同表広島県西部建設事務所の項中「管理課」を「管理第一課、管理第二課」に改め、同表広島県東部建設事務所の項中「用地第一課、用地第二課、維持課」を「用地課、維持第一課、維持第二課」に改め、「福山幹線道路建設事業課」の下に「、鞆地区まちづくり推進事業所」を加える。

第九十六条（見出しを含む。）中「各課」の下に「及び事業所」を加え、同条広島県西部建設事務所の部管理課の項中「管理課」を「管理第一課及び管理第二課」に改め、同条広島県東部建設事務所の部用地第一課及び用地第二課の項中「用地第一課及び用地第二課」を「用地課」に改め、同部維持課の項中「維持課」を「維持第一課及び維持第二課」に改め、同部福山幹線道路建設事業課の項の次に次のように加える。

#### 鞆地区まちづくり推進事業所

鞆地区における町中交通処理対策及び防災対策に係る事業の推進に関すること。

第一百三条中「、福富ダム及び野間川ダム」を「及び福富ダム」に改め、同条の表広島県東部建設事務所三原支所の項を削る。

第一百七十二条第二号中「土木局」を「土木建築局」に改める。

第一百二十三条第一号中「集落法人等」を「農業」に改める。

第三章第二節第六款の款名を削り、同節中第一百二十四条及び第一百二十五条を次のように改める。

#### 第一百二十四条及び第一百二十五条 削除

第一百三十一条第二項保健環境センターの部総務企画部の項第三号中「の管理及び運営」を削り、同部保健研究部の項第四号中「環境放射能、」を削り、同部環境研究部の項第二号中「廃棄物等」を「廃棄物その他生物等」に改め、同項第四号中「地球環境等」を「環境放射能、地球環境等」に改める。

第一百五十条中「指導課」を「自立支援課」に改める。

第一百五十二条総務課の項第四号中「指導課」を「自立支援課」に改め、同条指導課の項を次のように改める。

#### 自立支援課

- 一 園児の自立支援に関すること。
- 二 園児の学習指導に関すること。
- 三 園児の指導保護に関すること。

四 睽舍の運営に関すること。

五 自立支援事務に関すること。

六 園内の美化保全に関すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。